

【別紙 平成 30 年度以降の計画相談支援給付費の基本的な考え方】

1 基本報酬の考え方

(1) 基本報酬の分類（平成 30 年度サービス提供分に限る）

受給中のサービス	サービス利用支援費	継続サービス利用支援費
療養介護・重度障害者等包括支援・施設入所支援・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助（日中サービス支援型に限る）	（Ⅰ）1458 単位	（Ⅰ）1207 単位
	（Ⅱ）729 単位	（Ⅱ）603 単位
	※報酬告示上の単位数（以下「新単価」）を算定。	
上記以外のサービス	（Ⅰ）1611 単位	（Ⅰ）1310 単位
	（Ⅱ）806 単位	（Ⅱ）655 単位
	※経過的サービス利用支援費及び経過的継続サービス利用支援費（以下「経過的支援費」）を算定。	

※平成 31 年度以降のサービス提供分は全て新単価で請求する

（経過的支援費は算定できない）

※複数のサービスを受給中の方で、新単価のサービスを受給中の方は新単価の支援費で請求する。

(2)（継続）サービス利用支援費Ⅰ・Ⅱ（以下、「支援費（Ⅰ）、支援費（Ⅱ）」）の考え方
取扱件数の計算方法

①：直近 6 月の取扱延件数÷6
②：直近 6 月の相談支援専門員の配置延人数÷6
③：①÷②
③が 40 件未満の場合は全て支援費（Ⅰ）で請求する。
③が 40 件以上⇒請求件数のうち、【(③-39) ÷ ②】で算出した数だけ（小数点以下切捨）支援費（Ⅱ）で請求し、それ以外を支援費（Ⅰ）で請求する。
（利用者の契約日が新しいものから順に支援費（Ⅱ）で請求）

取扱延件数に充てる件数

サービス利用支援費、継続サービス利用支援費（共に障害児相談支援分を含む）の数
--

(3) 継続サービス利用支援費の算定月の取扱について

継続サービス利用支援費は、「市町村が設定する期間ごとに指定継続サービス利用支援（モニタリング）を実施する場合に算定する」と定められています。

そのため、モニタリング期間で設定された当該月（やむを得ない場合は翌月）以外でのモニタリングに対する継続サービス利用支援費の算定はできません。

2 加算の算定について

(1) 算定可能なタイミング

平成 30 年度に創設された加算 (一部)	加算単体で 算定可能	継続サービス利用支 援費の請求（モニタ リング）時に併せて 請求可能	サービス利用支援費 の請求（サービス等 利用計画作成）時に 併せて請求可能
初回加算	—	—	○
入院時情報連携加算	○	○	○
退院・退所月加算	—	—	○
居宅介護事業所等連携加算	○	○	○
医療・保育・教育機関等連携加算	—	—	○
サービス担当者会議実施加算	—	○	—
サービス提供時モニタリング加算	○	○	○
特定事業所加算、行動障害支援体 制加算、精神障害者支援体制加算、 要医療児者支援体制加算	—	○	○

(2) 加算の算定についての必要書類

「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A VOL.1」に加算の算定に必要な白紙帳票が記載されていますので、ご活用ください。

(3) 加算減算を請求時の留意事項

○経過的支持費で請求する利用者分についての「初回加算」は算定できません。

○居宅介護支援費重複減算（介護予防支援費重複減算）については、1 人の相談支援専門員が介護保険法の要介護者（要支援者）に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（ケアプランの作成）と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算するものです。